

異動方針について

異動の方針について

1 判事補の異動方針

- (1) 任期 3年－2年－2年－3年
- (2) 任期10年をかけて、民事・刑事・家事・少年等の幅広い職務や外部経験を
経る中で、判事を務める力を身に付ける。
 - ※ 原則として、全ての判事補に、弁護士職務経験、行政機関、在外公館等での勤務、民間企業等への派遣又は海外留学等の多様な経験を積む機会を設ける方針
 - ※ 原則として、希望者には、判事補の任期中に、東京、大阪で勤務する機会を設ける方針

2 判事の異動方針

- (1) 任期 原則3年
- (2) 1期目：ピストン異動（本拠地とそれ以外の地域で交互に勤務）
 - ※ 判事として経験を積む中で、部総括（裁判長）等を務める力を身に付ける。
- (3) 2期目：原則として通勤可能地
 - ※ 部総括、支部長、高裁陪席等で遠隔地に異動することもある。